

## 1 趣旨等

## (1) 趣旨

本県では、地域共生社会の実現を目指して令和 2 年 4 月に広島県地域福祉支援計画を策定し、「重層的なセーフティネット」の構築に向けて、市町における包括的な支援体制の構築への支援に取り組んでいる。

現行計画（第 1 期）による取組開始から 4 年目を迎えており、モデル活動を踏まえた振り返りや、令和 4 年度に実施した実態調査等を踏まえ、必要な見直しを行う。

## (2) 計画期間

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度（6 年間）

## (3) 計画の位置付け

## ア 法的根拠等

本計画は、社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組の推進を支援することを目的として、必要な事項を一体的に定める。

## イ 他計画との関係

本計画は、県の「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に位置付ける「地域共生社会」の目指す姿・施策の方向性を反映した、本県の地域福祉に関する基本方針である。

また、「ひろしま高齢者プラン」、「広島県障害者プラン」、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「いのち支える広島プラン」、「健康ひろしま 21」など、各分野別計画との連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向け、地域における高齢、障害、子供・子育て、生活困窮等の福祉に関し、各分野で横断的に取り組むべき事項を定める。

## 2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化等を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

## (1) 基本理念 ※現行計画を引き継ぐ

「多様性を認め合い 支え合いながら 自分らしく活躍できる

安心と活気あふれる共生のまち 広島県」

## (2) 目指す姿

○ わたしたちのまちでは、地域社会を構成する多様な主体が連携し、個々人の違いを尊重し互いに支え合う環境が整うことで、住民が安心して生活するとともに、つながりを持ちながら、自分らしく活躍しています。

## (3) 注視する指標

指標	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 11 年度)	増減
福祉的な悩みを抱えていても、安心して暮らしている人の割合 ①：福祉的な悩みを抱えている人のうち、安心して暮らしている人の割合 ②：福祉的な悩みを抱えていない人のうち、安心して暮らしている人の割合 ⇒ ①と②のポイント差を注視	ポイント差(②-①)： 10.2 ポイント  (①：61.8% ②：72.0%)	ポイント差(②-①)： 0 ポイント	▲10.2

【出典：令和 4 年度広島県実態調査】

#### (4) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
I 地域共生社会に対する理解の促進	1 県民の理解と行動の促進 2 多様性等への相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会に対する県民の理解促進を図り、具体的な行動につなげるための取組をモデル的に実施・検証 <b>新規</b></li> <li>多様性の理解や尊重し合う意識の醸成に向けた啓発活動の実施 など</li> </ul>
II 多様な主体による支え合いの促進	1 地域活動に携わる多様な担い手づくり 2 社会とつながる機会・場づくりの促進 3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進 4 非常時の地域支え合い活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会による小地域福祉活動支援や福祉教育推進校の取組の推進</li> <li>社会福祉法人の地域公益活動の促進</li> <li>認知症サポーター養成講座による普及啓発や若年性認知症の人への支援</li> <li>避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援 など</li> </ul>
III まるごと相談支援体制の構築	分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の包括的な相談支援体制の構築支援</li> <li>市町や専門職等を対象とする複合的な課題等への対応力向上研修の実施 など</li> </ul>
IV つなぎ・つながる機能の充実・強化	つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町や市町社会福祉協議会の職員等を対象とする研修や個別訪問の実施</li> <li>生活支援コーディネーターの人材育成研修 など</li> </ul>
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	1 ケアラー（家族介護者等）への支援の充実 2 特に支援が必要な人・世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町におけるケアラー（家族介護者等）への相談支援や介護の負担軽減等の取組促進</li> <li>発達障害児・者への支援の充実</li> <li>生活困窮者への支援の充実</li> <li>ひきこもり支援の充実</li> <li>住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</li> <li>矯正施設退所者等の地域定着支援</li> <li>外国人が安心して生活できる環境整備 など</li> </ul>
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実 2 虐待・DV防止対策の充実 3 消費者被害対策の充実 4 福祉サービスの苦情解決及び第三者評価による質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町における成年後見制度等の相談体制の構築及び人材の確保に向けた支援の充実 <b>拡充</b></li> <li>市町の高齢者虐待防止ネットワークの充実や虐待防止に向けた職員研修・普及啓発の実施</li> <li>消費者団体や司法関係団体等との連携促進</li> <li>社会福祉法人の第三者評価の普及促進 など</li> </ul>

#### (5) 主な取組と成果指標

「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」の実現を目指し、地域社会を構成する多様な主体が連携して「困りごとや悩みを抱える人が早期に発見され、早期の解決につながる」ための取組を推進することとし、現行計画（第1期）では、地域主体の課題活動のモデル実施や、相談支援体制の構築に取り組む市町への支援を行い、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」がつながる重層的なセーフティネットの構築に向けた土壌と仕組みづくりに取り組んできた。

目指す姿の実現に向けては、第1期計画の成果や課題等を踏まえ、既存の取組の充実を図るとともに、第2期計画では、

- ・「気付き、気に掛け、手を差し伸べることができる人を増やすこと」
- ・「早期に発見し、早期に解決に導く仕組みを設けること」
- ・「安定的かつ継続的に安心した暮らしを送れる仕組みを設けること」

に取り組んでいく必要があり、まずは「気付く」人を増やすことを目的に「県民の理解と行動の促進（施策I-1）」、併せて、司法専門職等との連携による相談支援体制の強化を図ることを目的に「権利擁護支援の充実（施策VI-1）」の取組に注力しながら、必要な施策を推進する。

【 I — 1 県民の理解と行動の促進】

現 状	<p>○ 高齢者介護や障害福祉、児童福祉、生活困窮などの属性・対象者別の専門的支援が行われている一方、各制度のみでは対応できない、ひきこもり、8050 問題、ダブルケアなどの複合的課題や制度の狭間の問題が顕在化している。</p> <p>【市町相談支援機関への実態調査】(高齢、障害、子ども、困窮 外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.6 月期の相談実績 (平均) : 91 世帯/機関 (回答 : 536 機関)</li> <li>うち、複合課題のケース (平均) : 10 世帯/機関 (回答 : 519 機関・うち対応実績有 : 398 機関)</li> </ul>																
	<p>○ 第 1 期計画でのモデル事業では、「相談・交流・活動の機会」と、「地域課題の共有」を通じて、様々な困り事を抱える人を地域で受け入れ、お互いの境遇・思いを尊重して支え合う住民主体の課題解決活動の有効性等が確認されたが、県民アンケート調査結果では、地域のつながりの必要性は認識しているものの、行動するまでには至らない県民が多く、地域の方同士での助け合いが「できている」と思っている人も少ない状況にある。(①・②)</p> <p>○ 「相談や助けを求めることにためらいを感じる人」も一定数存在しており、「相談先がない」状態や「相談をためらう」意識などによって、課題を抱えていても、支援につながりにくい人や、自ら遠ざかり孤立しがちな人が存在している実態がうかがえる。(③)</p> <p>○ これらの要因としては、家族機能の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化等により、他人に関与しない意識が広がるにつれて、人と人とのつながりの希薄化や地域で支え合うコミュニティ機能の低下が進んでいることが、社会や地域からの孤立と課題の潜在化・深刻化につながっていることが考えられる。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>質問内容</th> <th>R4 県民調査回答 (選択式) ※回答数 : 3,483 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>「地域のつながり」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から気に掛け合う程度の関係 (35.0%)、</li> <li>・ 災害時に備えて助け合える関係 (21.2%)、</li> <li>・ なるべく関わりたくない (20.5%)、</li> <li>・ 地域の役割を無理のない範囲で引き受けたい (15.0%)、</li> <li>・ 用事を頼む・頼まれる関係でいたい (6.4%)、</li> <li>・ 地域での役割を積極的に担いたい (1.6%)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>周囲の人が悩んでいるときの対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様子を気に掛ける (44.2%)、</li> <li>・ 話を聞く (37.6%)、</li> <li>・ 専門の相談機関を紹介する (6.5%)、</li> <li>・ 特に何もしない (29.7%)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地域の方同士での助け合い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できていると思う (26.8%)、</li> <li>・ あまり思わない (36.7%)、</li> <li>・ 思わない (28.0%)、</li> <li>・ わからない (8.5%)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>悩み相談、助けを求めることへのためらい</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分感じている (10.4%)、</li> <li>・ 多少感じている (40.5%)、</li> <li>・ あまり感じていない (34.0%)、</li> <li>・ 全く感じていない (7.6%)、</li> <li>・ わからない (7.5%)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【出典：令和 4 年度広島県実態調査】</p>				質問内容	R4 県民調査回答 (選択式) ※回答数 : 3,483 人	①	「地域のつながり」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から気に掛け合う程度の関係 (35.0%)、</li> <li>・ 災害時に備えて助け合える関係 (21.2%)、</li> <li>・ なるべく関わりたくない (20.5%)、</li> <li>・ 地域の役割を無理のない範囲で引き受けたい (15.0%)、</li> <li>・ 用事を頼む・頼まれる関係でいたい (6.4%)、</li> <li>・ 地域での役割を積極的に担いたい (1.6%)</li> </ul>	周囲の人が悩んでいるときの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様子を気に掛ける (44.2%)、</li> <li>・ 話を聞く (37.6%)、</li> <li>・ 専門の相談機関を紹介する (6.5%)、</li> <li>・ 特に何もしない (29.7%)</li> </ul>	②	地域の方同士での助け合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できていると思う (26.8%)、</li> <li>・ あまり思わない (36.7%)、</li> <li>・ 思わない (28.0%)、</li> <li>・ わからない (8.5%)</li> </ul>	③	悩み相談、助けを求めることへのためらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分感じている (10.4%)、</li> <li>・ 多少感じている (40.5%)、</li> <li>・ あまり感じていない (34.0%)、</li> <li>・ 全く感じていない (7.6%)、</li> <li>・ わからない (7.5%)</li> </ul>
	質問内容	R4 県民調査回答 (選択式) ※回答数 : 3,483 人															
①	「地域のつながり」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から気に掛け合う程度の関係 (35.0%)、</li> <li>・ 災害時に備えて助け合える関係 (21.2%)、</li> <li>・ なるべく関わりたくない (20.5%)、</li> <li>・ 地域の役割を無理のない範囲で引き受けたい (15.0%)、</li> <li>・ 用事を頼む・頼まれる関係でいたい (6.4%)、</li> <li>・ 地域での役割を積極的に担いたい (1.6%)</li> </ul>															
	周囲の人が悩んでいるときの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様子を気に掛ける (44.2%)、</li> <li>・ 話を聞く (37.6%)、</li> <li>・ 専門の相談機関を紹介する (6.5%)、</li> <li>・ 特に何もしない (29.7%)</li> </ul>															
②	地域の方同士での助け合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できていると思う (26.8%)、</li> <li>・ あまり思わない (36.7%)、</li> <li>・ 思わない (28.0%)、</li> <li>・ わからない (8.5%)</li> </ul>															
③	悩み相談、助けを求めることへのためらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分感じている (10.4%)、</li> <li>・ 多少感じている (40.5%)、</li> <li>・ あまり感じていない (34.0%)、</li> <li>・ 全く感じていない (7.6%)、</li> <li>・ わからない (7.5%)</li> </ul>															
課 題	<p>○ 地域 (県民) に「つながりそのものがセーフティネット」であるという考えを定着させ、福祉的な悩みを抱えた人に「気付き」・「気に掛け合い」・「手を差し伸べる」という意識・行動の変容を促す必要がある。また、自分自身に福祉的な悩みがある場合には「ためらわずに相談する」意識の醸成を図る必要がある。</p>																
取 組	<p><b>福祉的な悩みを抱える人が支援につながる仕組み・環境づくりを推進する。新規</b></p> <p>○ 特定のモデル地域において、県民や地域の関係機関等に対し、課題が潜在化・重篤化する場合の共通点を調査し、早期発見・重篤化防止のための取組を検討する。(「特徴」や「兆し」の理解と共有、「兆し」への気付きと声掛け、支援窓口の紹介やつなぎなど)</p>																
指 標		現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 11 年度)														
	困りごとや悩みに対して地域の方同士での助け合いができて いる人の割合	26.8%	50.0%														

※ このほか、令和 6 年度から実施するモデル地域の取組を踏まえ、「福祉的な悩みを抱えた人に『手を差し伸べる』という意識・行動の変容」や「『ためらわずに相談する』意識の醸成」に対する指標を検討する。

【VI—1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実】

<p>現 状</p>	<p><b>【相談体制の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1期計画において、市町の包括的な相談支援体制の構築に向けて取組を進めてきたところであるが、従来の福祉的な相談支援では対応しきれない福祉分野外の相談が増えている。</li> <li>○ 具体的には、認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人の増加が見込まれる中、財産管理や介護サービスの利用等に関する契約締結などを行う成年後見制度等の権利擁護支援の必要性が高まっている。</li> </ul> <p>(R5 相談支援機関調査)</p> <p>・「利用者から成年後見制度やかけはしなど金銭管理等に関する相談を受ける」相談支援機関の割合：71.9%</p> <p><b>【人材の確保と成年後見制度の周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度の利用者数は、年間 200 件程度増加しているが、司法専門職等が不在の地域もあり、利用開始までに時間を要している。</li> </ul>		
<p>課 題</p>	<p><b>【相談体制の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度等の権利擁護支援の取組は、各市町で進められているが、司法専門職との連携や成年後見制度利用等の提供体制には地域差が生じており、構築済みの市町においても、ノウハウ蓄積等の課題があるなど、各市町の実情等に応じた支援が必要である。</li> </ul> <p><b>【人材の確保と成年後見制度の周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町においては、権利擁護を担う人材の確保・育成に苦慮しているなどの共通課題も多く、市町域を超えた広域的な対応を検討する必要がある。</li> <li>○ 司法専門職等において、意思決定支援や身上保護の福祉的な視点が十分でない運用がなされているケースがあり、制度利用のメリットや効果が十分発揮されていない。</li> <li>○ 認知症高齢者等が増加する中、成年後見制度を必要とする人が不安なく支援を受けられるよう、制度を分かりやすく周知する必要がある。</li> </ul>		
<p>取 組</p>	<p>■ 県民の誰もが、どの地域においても、不安なく成年後見制度等の利用が可能となり、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。</p> <p><b>【相談体制の構築】</b> <b>【拡充】</b></p> <p>各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アドバイザーの派遣を通じた市町の体制づくりへの支援を強化する。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組む。</li> </ul> <p><b>【人材の確保と成年後見制度の周知】</b> <b>【拡充】</b></p> <p>成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保する。</li> <li>○ 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援・身上保護に関する研修の開催等により、必要な人材の確保と質の向上に取り組む。</li> </ul> <p>また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を進める。</p>		
<p>指 標</p>		<p>現状値（令和4年度）</p>	<p>目標値（令和11年度）</p>
<p>成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数</p>		<p>9 市町</p>	<p>23 市町</p>
<p>成年後見人の受任可能者数（親族を除く）</p>		<p>958 人※ （令和5年度）</p>	<p>1,500 人</p>

※成年後見受任団体からの聞き取りによる。